

実施要領（植栽管理・除草）

1 業務範囲（実施時期）

区分	実施場所	数量・回数等
植栽の保守管理	別紙 1-1 及びクラブハウスからトラック＆ファイルド間の階段植栽	別紙 2 及び別紙 3 のとおり
除草業務	別紙 1-2～別紙 1-6	

※毎年度 5 月～3 月の間に業務を行う。

2 業務内容

(1) 樹木の剪定

- ① 高木のせん定については、設定した目標樹形及びせん定方針が確実に実施されるよう見本せん定を行い、発注者が確認した後、その見本どおりのせん定を行うこと。
- ② せん定作業中においては、造園技能士又は街路樹剪定士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

(2) 芝刈込及び選択性除草剤散布

① 芝刈込

土、日曜日及び休日又は平日の早朝 9 時まで若しくは平日の 18 時以降に行うこと。
なお、刈込後の集草は、芝の植え込み場所には車両を乗入れず、ブルーシート等を利用して確実に行うこと。

② 選択性除草剤散布

別紙 1-1①については、別紙 3 に基づき芝生用の選択性除草剤の散布を行うこと。構内で使用する水は、大学の負担とする。利用する除草剤は、大学と受託者で協議して決定する。

なお、薬剤の効果を最大限に發揮させるため、天候に十分注意し、散布後 1～2 日以内に降雨の予報がある場合は散布を行わないこと。また、散布作業の実施日については、事前に大学と協議のうえ決定すること。

(3) 病害虫駆除

使用する薬剤は、オルトラン、スミチオン、ティプレックスと同等以上の効果を有し、かつ樹木に最も適したものを選定すること。また、薬害の発生を防ぐため、薬剤の濃度は適正に管理すること。さらに、作業は風がなく天候の良い日を選んで実施すること。

(4) 施肥

- ① 高木には、複合ウッドエース (23.2.0) と同等以上の効果を有するものを 1 本につき根元に 180 g 程度ずつ 3 か所に埋め込むものとする。
- ② 低・中木には、油カスを 100 m²につき 20kg 株元に散布するものとする。樹木への散布の際に枝葉等に直接肥料が接触しないように注意すること。
- ③ 芝生には、サッチ除去に係る薬剤（スーパーグリーンフード又はイデコンポ G 同等品以上）を散布し、芝生育成に努めること。サッチ除去に係る薬剤の散布は、選択性除草剤の散布から 2 週間程度以上、期間をあけてから行うこと。

なお、サッチ除去に係る薬剤の散布は、別紙 1-1①についてのみを対象範囲とする。

- ④ 本業務を実施するにあたって必要となる薬品や肥料等の消耗品及び機器については、すべて乙の負担とする。

(5) 巡回管理等

- ① 薬剤散布や施肥の方法等について、十分検討し実施方法及び範囲等について報告すること。
- ② 巡回及び剪定等の業務中に、病害虫対策が必要な箇所が見つかった場合には、大学に報告すること。
- ③ 業務実施場所内にある倒木危険樹木は、別途契約により剪定を行う計画である。伐採

候補の選定を行い、対象樹木の有無及び本数等を報告すること。

(倒木危険樹木判定)

樹幹や根株の損傷、腐朽が末期的症状になるまで進み、そのため健全部が少なく、倒伏の危険性がかなり高くなっているものを、樹木の形や衰退度なども考慮して、危険樹木とする。

ア 損傷が幹周の1/2程度の広がり、もしくは幹径の1/2程度の深さである。

イ 腐朽が幹周の1/2以上の広がり、末期腐朽状態である。地下部の根系全体が末期腐朽状態である。

ウ 放置すれば倒木の危険がある。

(6) 除草

機械除草（肩掛式）及び人力除草（抜取を含む）により行うこと。既存植物の根が浮き上がった場合には、適宜、よく抑えて植え直すなどすること。

また、除草跡は凹凸のないようならし、清掃等を行うこと。

① 刈りむらのないように均一に刈り込み、刈り残しがないようにすること。

② 樹木や施設などにからんでいるつる性雑草も除去すること。

③ 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意すること。

④ 機械草刈（肩掛式・ロータリー式）を行う前に小石などを除去し、周囲に飛散しないように注意すること。

⑤ 除草は別紙1-2～別紙1-6、別紙2及び別紙3をもとに実施すること。

⑥ 実施時期は大学と協議して決定する。

⑦ 除草したものは、焼却施設等へ搬出し、適正に処分するものとする。

(7) その他

本業務で生じるごみ等の運搬・処分、通行者・車両誘導、業務後清掃などは、本業務の付帯業務として実施すること。

除草及び剪定作業において機器を取扱う作業は、安全衛生教育等を受講したものが行うなど業務が安全に履行されるように適切に管理を行うこと。

3 業務上の留意事項

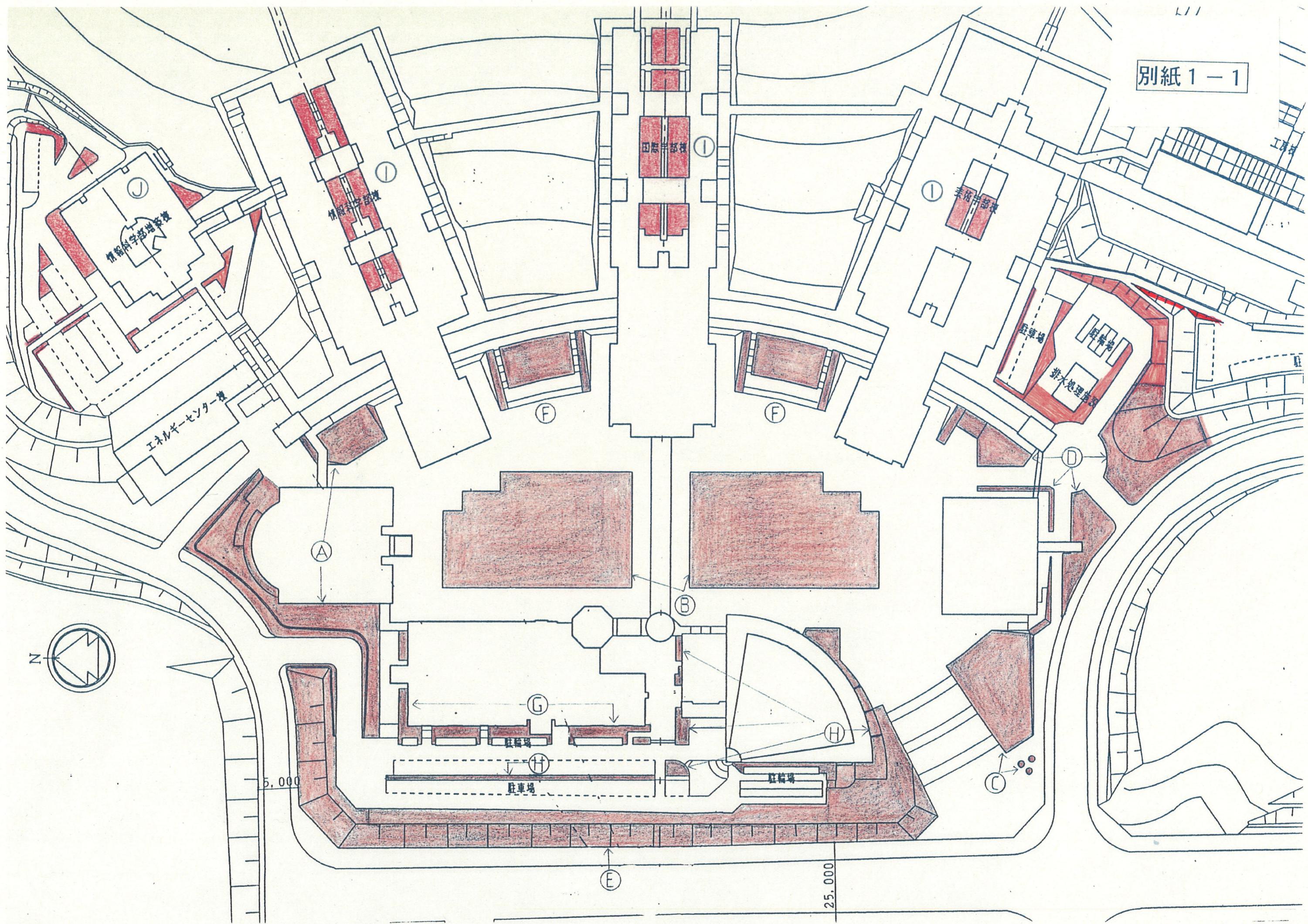
- (1) 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないように注意して行い、本業務の実施によって生じる樹木の枝葉等の廃棄物は環境保全に十分留意し、適切に処分を行うこと。また、ガソリンや農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たっては、大学と事前に協議し、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。特に、エンジン音など騒音の激しい機器を使用する作業については、原則として、授業を行わない日に実施するものとする。
- (3) 作業の実施に当たっては、作業員の安全を確保するため、ヘルメットの着用、安全帯の着用、高所作業車の使用等の適切な安全対策を講じ、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合は、安全対策として遵守する事項を明記した安全管理届を提出すること。
- (4) 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者の会社名を表示すること。また、大学構内へ作業車両を乗り入れる場合は、通行許可証の交付を受けるものとし、作業車両の見やすいところへ掲示し、徐行（時速10km未満）すること。
- (5) せん定作業中の倒木等による事故を防止するため、作業に入る前に樹木の点検を行うこと。点検により倒木の恐れがある樹木であることが判明したときは、速やかに大学に報告し、指示を受けること。
- (6) 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者として配置すること。
- (7) 当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級又は2級造

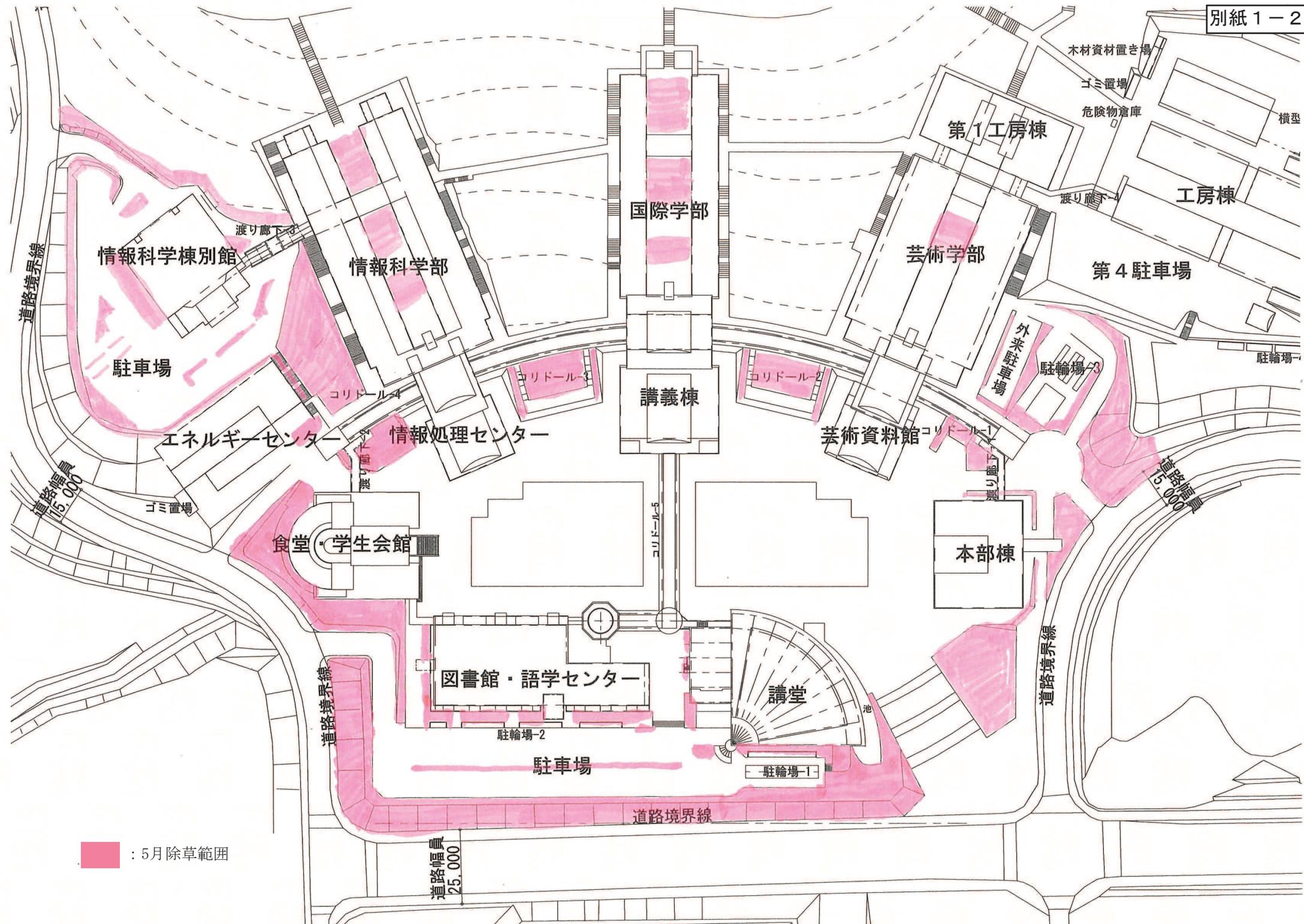
園技能士の資格を有する被雇用者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正かつ適切にせん定方法等の指導にあたること。

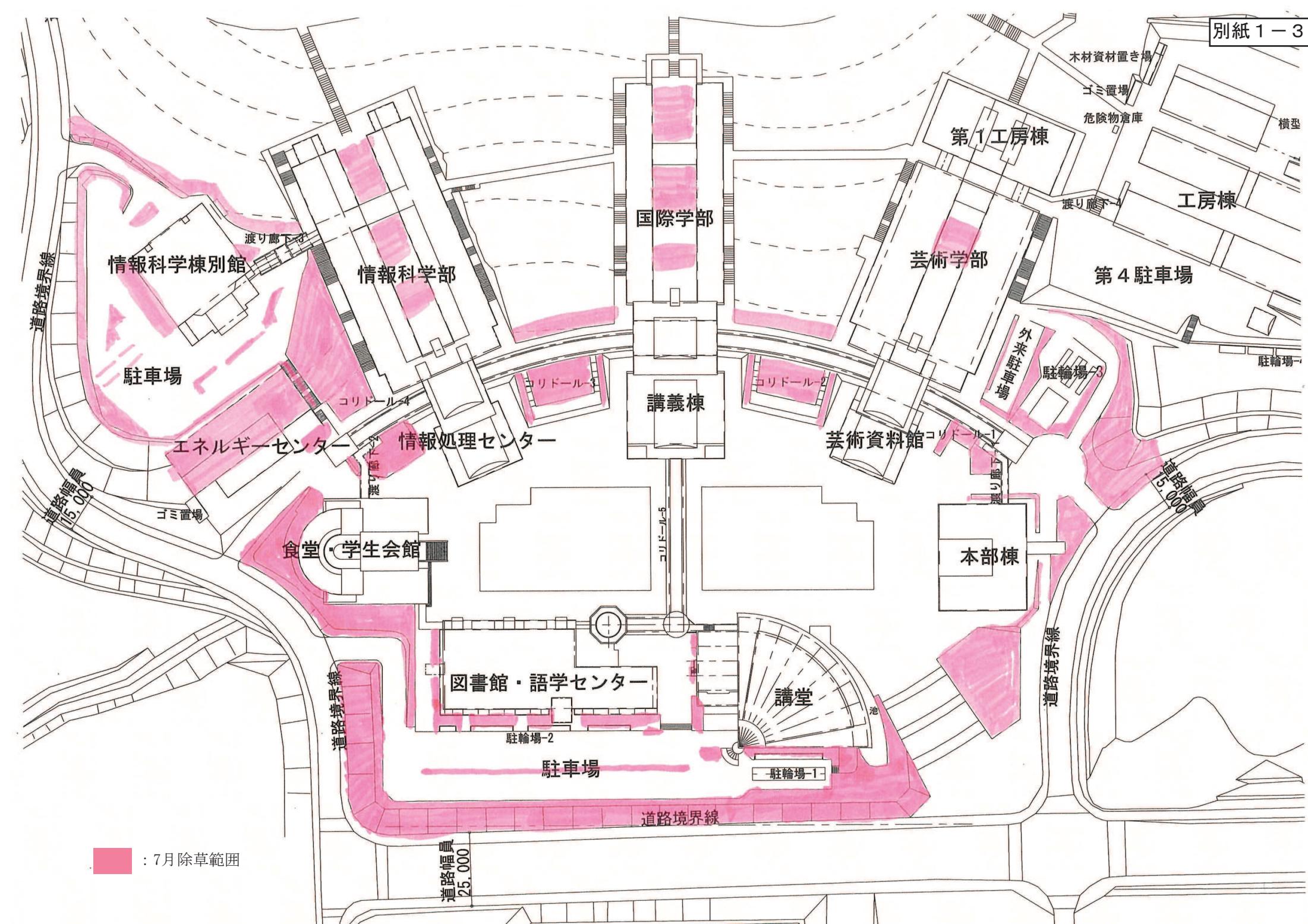
- (8) 本業務の実施に当たっては、契約図書の工程表に従って履行すること。樹木等の状態にしたがって計画を変更する場合や天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、大学と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。また、作業実施日については、予め連絡し大学の承認を得ること。
- (9) この仕様書のほか、広島市のホームページのトップページの「くらし・手続き」→「公園・緑化」→「広島市の公園・緑地」→「広島市の公園・緑地に関するお知らせ」→「公園緑地等維持管理標準仕様書／道路・公園緑化ガイドライン／公園共通代価表」からダウンロードできる「公園緑地等維持管理標準仕様書(改訂令和7年1月(平成23年1月制定)広島市都市整備局緑化推進部)」により業務を実施することとし、疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議のうえこれを定めるものとする。

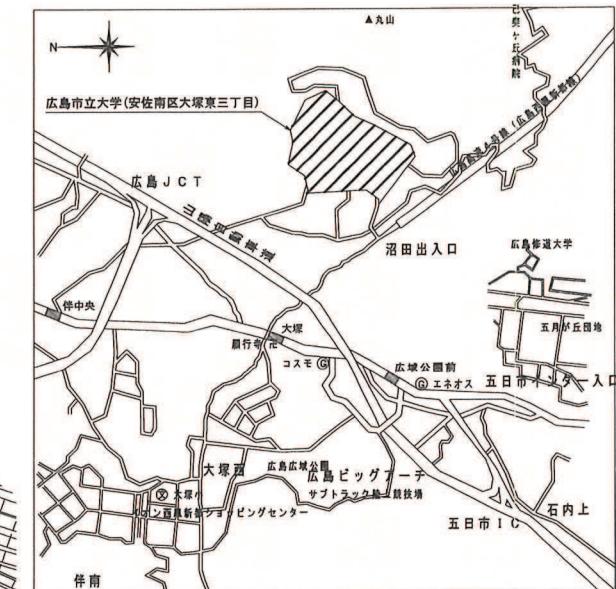
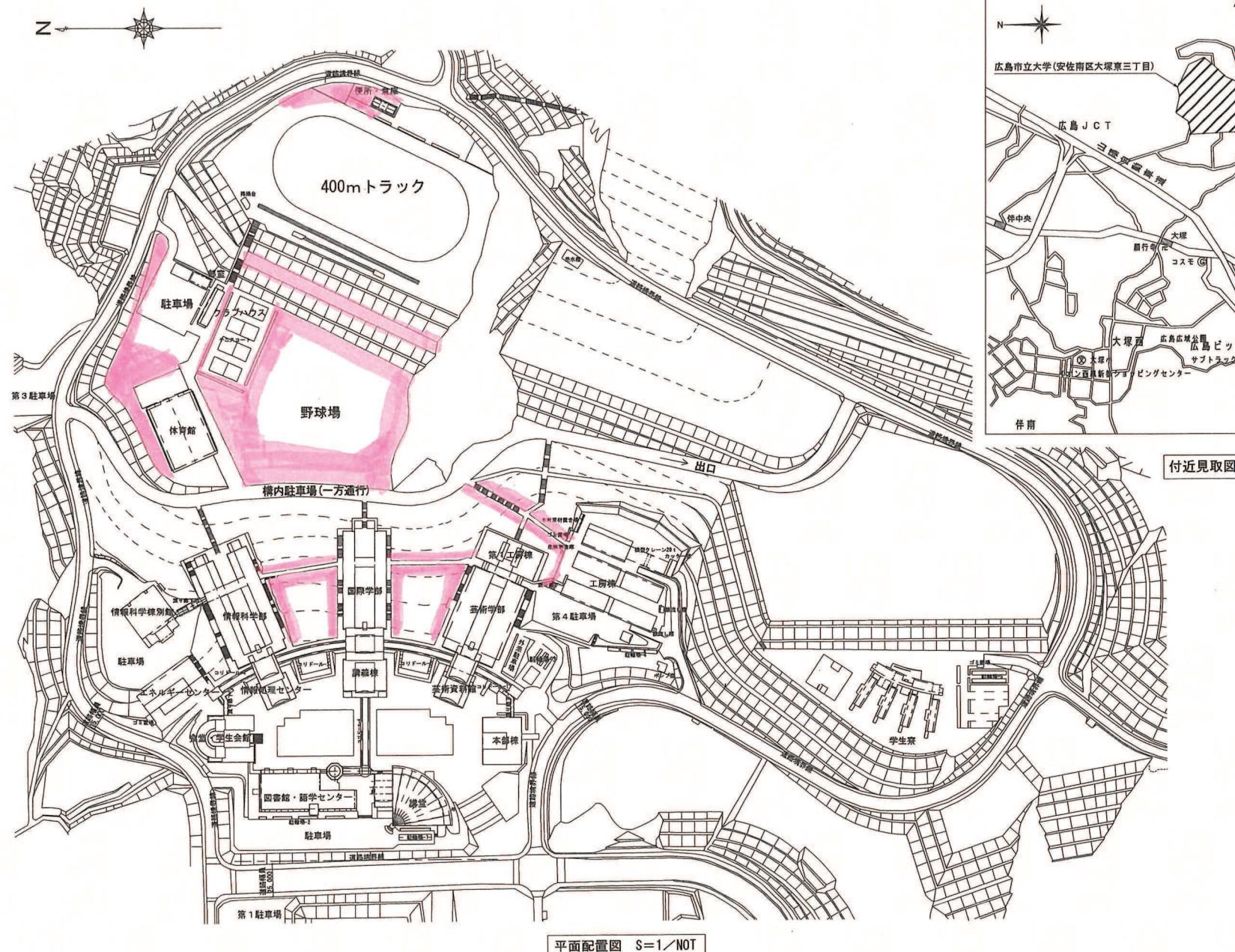
4 報告事項等

- (1) 受託者は、委託業務実施報告書を隨時提出し、大学の確認を受けること。
- (2) 実施報告には、次に示す項目について撮影した記録写真を添付すること。
 - ① 作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、「作業前」、「作業中」、「作業後」について同一の場所から撮影したもの。
 - ② 現場の看板や保安措置、安全訓練等の安全管理に関わるもの
 - ③ 撮影に際しては、「業務委託名」、「撮影場所」、「作業名」、「撮影日」などを明記した黒板等を用いるものとする。
- (3) 写真撮影にデジタルカメラを用いる場合は、500万画素以上の機種を利用し、図表、インデックスなどの必要な情報が網羅されていれば、印刷物のみによる提出とし、昇華型プリンタ、インクジェットプリンタ、レーザープリンタなどの適切な方式を採用すること。
なお、写真（画像）のトリミングや拡大、明るさの補正以外の加工は行わないこと。
- (4) 写真は工程表に従い、整理して提出すること。
- (5) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、大学と受託者で協議して定めるものとする。

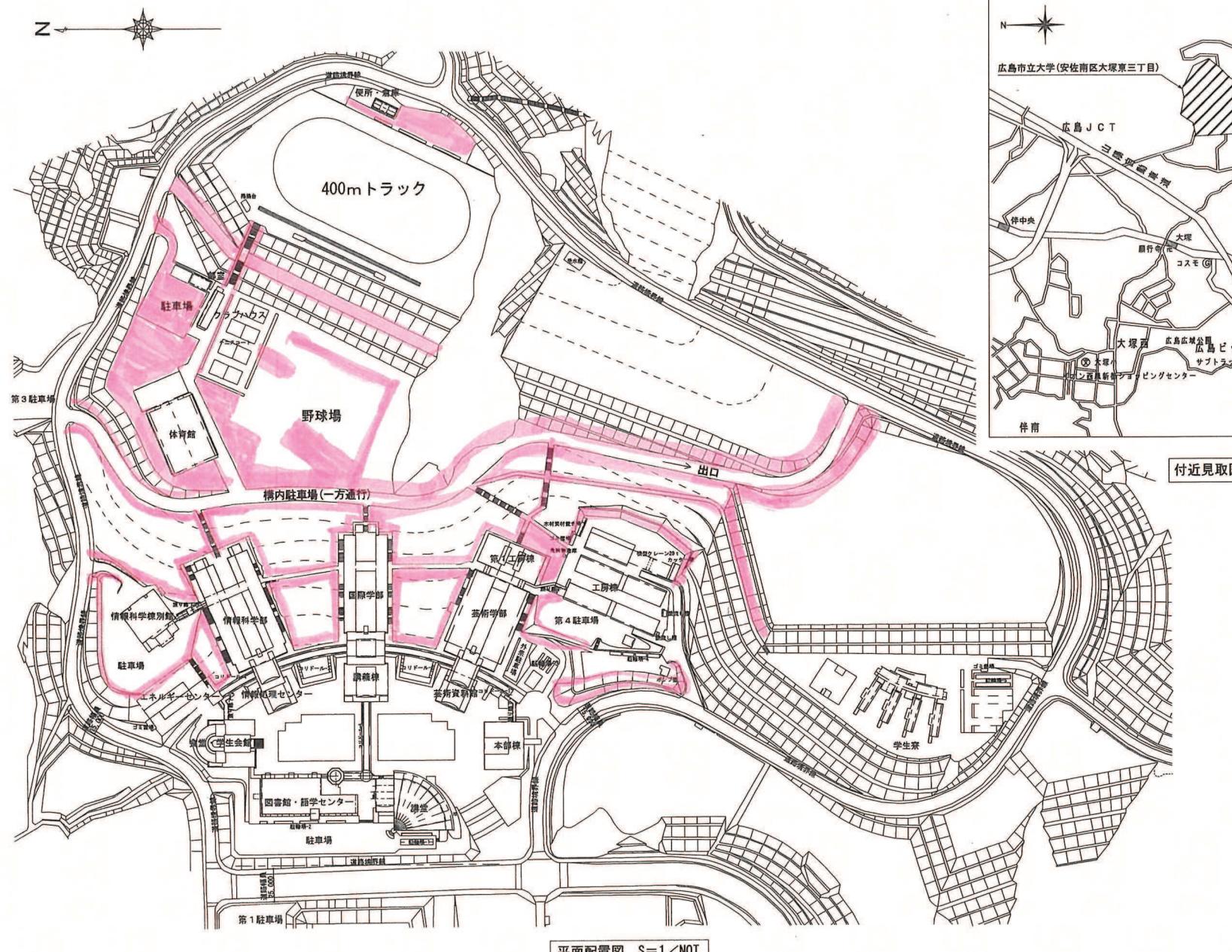




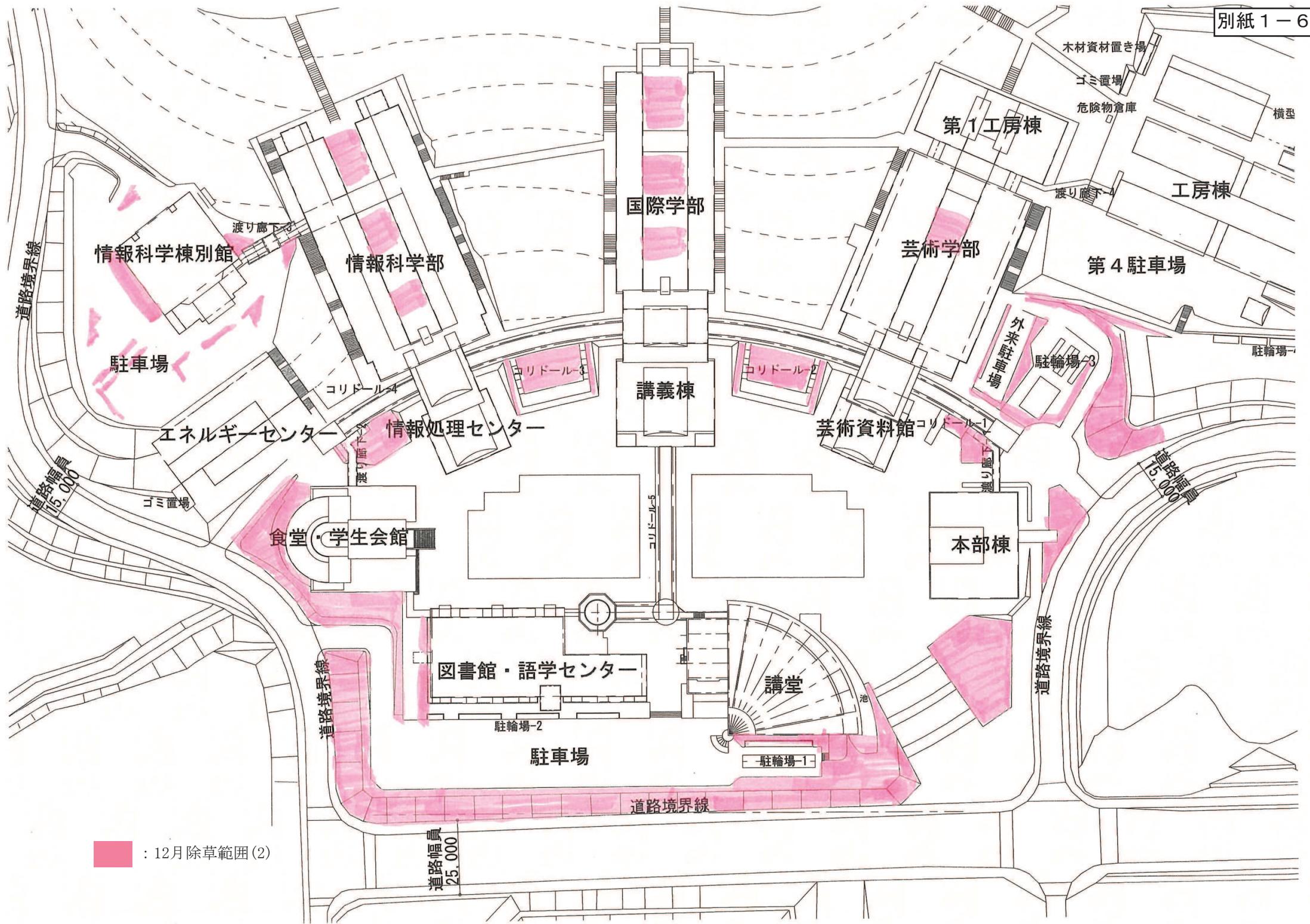




: 8~9月除草範囲



：12月除草範圍(1)



樹種及び数量

別紙2

区分	場所	樹種	対象	規格			単位	数量	回数
				樹高	幹周	枝張			
剪定	(A) 学生会館棟周辺部	高木	ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	1	1
			コブシ	5.0	0.4		本	1	1
			ヤマモモ	4.5	0.5	1.5	本	2	1
			シラカシ	4.5	0.3	1.5	本	2	1
	(B) エントランスプラザ部	低木	中木				本	31	1
			つづじ類				株	455	2
	(C) エントランス部	高木	その他				株	65	1
			イチョウ	10.0	1.0	4.0	本	14	1
			ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	3	1
			ケヤキ(大)	10.0			本	1	1
			コブシ(特大)	8.0	0.7		本	2	1
			ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	3	1
(D) 本部棟周辺部	(D) 本部棟周辺部	高木	コブシ(大)	5.0	0.4		本	1	1
			ヤマモモ	4.5	0.5	1.5	本	4	1
			ハクモクレン	3.5	0.18	1.5	本	2	1
			中木				本	21	1
			つづじ類				株	1,635	2
			その他				株	720	1
			ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	1	1
			ウメ	2.5	0.4		本	1	1
			ウメ	4.0	0.7		本	1	1
			クロガネモチ	6.5	0.8	2.5	本	3	1
芝刈り込み・除草	(E) 道路法面部	低木	クロガネモチ	3.5	0.2	1.0	本	3	1
			ヤマザクラ	6.0	0.5		本	3	1
			ナンキンハゼ	4.0	0.21	1.2	本	5	1
(F) コリドール部	(F) コリドール部	中木	ハクモクレン	3.5	0.18	1.5	本	1	1
			イロハモミジ	3.5	0.21	1.8	本	3	1
			ナツツバキ	3.5	0.21		本	4	1
			ウメ	3.0	0.6		本	1	1
			もみじ	5.0	0.4	3.0	本	1	1
			低木	つづじ類			株	70	1
			その他				株	1,025	2
			中木				本	111	1
			低木	つづじ類			株	2,860	2
			その他				株	5,930	1
(G) 図書館・語学センター棟周辺部	(G) 図書館・語学センター棟周辺部	低木	中木				本	85	1
			低木	その他			株	1,280	1
			つづじ類				株	360	2
			その他				株	1,392	1
			アカバナトチノキ	5.0	0.3	1.8	本	2	1
			ムサシノケヤキ	5.0	0.3	3.0	本	1	1
			ヤマモモ(株立)	4.5	0.8		本	1	1
			ヤマモモ(株立)	3.5	0.4		本	2	1
			ヤマモモ	3.5	0.3	1.2	本	2	1
			イチョウ	4.5	0.3	1.8	本	15	1
(H) 講堂及び駐車場周辺部	(H) 講堂及び駐車場周辺部	高木	シダレザクラ	3.5	0.21		本	5	1
			低木	シャリンバイ			株	1,515	1
			ユキヤナギ				株	380	1
			低木	アベリア			株	1,154	1
			芝				m ²	3,881	8
			芝				m ²	111	2
			芝				m ²	425	2
			芝				m ²	3,881	3
			クズ草等の雑草				m ²	34,000	☆
			高木				本	91	2
病害虫駆除	(A)～(H)	中木	中木				本	318	2
			低木				株	18,062	2
			芝				m ²	5,721	2
			地被類				m ²	1,597	2
			高木				本	91	1
施肥	(A)、(B)、(C)～(H)	中木	油粕				本	318	1
			低木	油粕			株	18,062	1
			芝	粒上芝生用肥料、サツチ除去			m ²	3,881	2
巡回管理	(A) 学生会館棟周辺部	地被類					m ²	277	2
	(C) エントランス部	地被類					m ²	134	2
	(D) 本部棟周辺部	地被類					m ²	173	2
	(E) 道路法面部	地被類					m ²	253	2
	(F) コリドール部	地被類					m ²	660	2
	(H) 講堂及び駐車場周辺部	地被類					m ²	100	2

※低木は1m²当たり7株、中木は1m²当たり1本として算定

☆除草回数は、別紙1-2～別紙1-6とのおり

工 程 表